

事業主都合、解雇、定年により離職者が生じる場合の届出等について

	雇用調整方針	雇用対策法		高年齢者雇用安定法		障害者雇用促進法
		再就職援助計画	大量離職届	求職活動支援基本計画	多数離職届	障害者解雇届
作成者	不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主（主要行又は中小・地域金融機関*からの融資割合が20%以上あるなどの条件あり）が作成（任意）	経済的事情による事業規模の縮小等に伴い、一つの事業所において常時雇用する労働者について1ヶ月以内に30人以上の離職者を生じることとなる事業主が作成（義務） 1ヶ月の離職者数が30人未満の場合も計画の作成・認定を受けることができる（任意）	事業規模の縮小等に伴うものかどうかにかかわらず、一つの事業所において1ヶ月以内に30人以上の離職者を生じることとなる事業主が作成（義務） 再就職援助計画の認定の申請をした事業主は大量離職の届出をしたとみなされる。	事業主都合の解雇等により離職が予定されている高年齢者等が再就職を希望する場合に事業主が作成（義務） 平成24年度までは、定年・継続雇用終了による離職者が希望した場合（努力義務） 雇用対策法に基づく再就職援助計画の申請をした事業主は不要	高年齢離職予定者を定年・解雇等により1ヶ月以内に5人以上の離職者を生じることとなる事業主が作成（義務） 但し、雇用対策法の大量離職届の対象者は除く	身体障害者、知的障害者その他厚生労働省令で定める障害者（重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者も含む）を解雇する事業主（義務）
届出・認定の別	公共職業安定所に届出	公共職業安定所長の認定	公共職業安定所長に届出	公共職業安定所長に提出（注）求職活動支援基本計画書の提出は不要	公共職業安定所長に届出	公共職業安定所長に届出
提出時期	雇用調整開始前	最初の離職者が生じる日の1ヶ月前まで	最後の離職者が生じる日の1ヶ月前まで	最初の離職者が生じる日の1ヶ月前まで	最後の離職者が生じる日の1ヶ月前まで	解雇の告知後速やかに
対象労働者	不良債権処理の影響により雇用調整（離職、出向、休業）の対象となった常用雇用労働者但し、届出の時点での再就職者は除く	経済的事情による事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた常時雇用される労働者	自己の都合や自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者（日雇労働者や試用期間中の労働者は除く）	事業主都合の解雇等により離職が予定されている45歳以上65歳未満の労働者	定年・解雇等による事業主の都合・継続雇用終了により離職の労働者 平成25年度以降は定年・継続雇用終了による離職者は対象外	自己の都合や自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する障害者
本人への交付	安定所長より対象労働者証明書を交付（有効期間1年）	安定所長より再就職援助計画対象労働者証明書を交付	なし	離職が決まった段階で速やかに求職活動支援書を作成し、事業主より交付	なし	なし
組合との関係	同意	意見聴取	なし	意見聴取	なし	なし

注：求職活動支援給付金を受ける場合には、求職活動支援書の作成前に求職活動基本計画書を作成し、労働組合等の同意を得た上で安定所長へ提出することが必要です。

*：正社員だけでなく、期間工、派遣労働者等についても提出要件に該当する場合は期限内に提出することが必要です。

対象とならない労働者

1.再就職援助計画	<p>①臨時に期間を定めて雇用される者 (継続して6ヶ月以上雇用されている者、又は継続して6ヶ月以上雇用されることが予定されている者は除く)</p> <p>* 更新による3年未満の契約期間満了による雇止めは対象外ですが、更新により3年以上引き続き雇用されている者が、更新を希望したにもかかわらず契約更新されない場合は対象となります。また、契約期間の満了前に解雇の場合は対象となります。</p> <p>* 雇用期間の定めがあっても、事業所の過去の状況からみて、雇用期間の定めのない者と同様の実態にあると判断されるような場合は雇用期間の長短にかかわらず対象となります。</p> <p>②日々雇い入れられる者</p> <p>③季節的業務に雇用される者</p> <p>④試の使用期間中の者 (14日を超えて引き続き雇用されるに至っている者は除く)</p> <p>⑤1週の所定労働時間が20時間未満の者</p>
2.大量離職届	<p>①日々又は期間を定めて雇用されている者 (6ヶ月以内の期間を定めて雇用された者であって同一の事業主に6月を超えて引き続き雇用されるに至っている者及び6月を超える期間を定めて雇用されるに至っている者を除く)</p> <p>②試の使用期間中の者 (14日を超えて引き続き雇用されるに至っている者は除く)</p> <p>③常時勤務に服することを要しない者 (毎日勤務することを要しない者)</p>